

桐生市エアコン購入支援事業補助金交付要綱

(令和6年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、気候変動による気温上昇が続き、家庭用エアコンディショナー(以下「エアコン」という。)の必要性が高まる中、エネルギー価格や食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者の負担軽減を図ることを目的とし、エアコンを購入した世帯に対し、予算の範囲内において桐生市エアコン購入支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、桐生市補助金の交付に関する規則(平成10年桐生市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 市税(国民健康保険税を含む。)を滞納していないこと。
- (3) 本補助金の交付申請の対象となるエアコンについて、他の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者でないこと。

(補助対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となるエアコンは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和6年4月1日以降に市内の店舗又は事業者(以下「販売店」という。)において購入した、壁又は窓に固定して設置するエアコン(新品に限る。)であること。ただし、市長が住宅の構造等を理由にエアコンを壁又は窓に固定して設置することが困難と認める場合は、この限りでない。
- (2) 補助対象者が居住する住宅に設置するものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、エアコンの本体購入費(購入した補助対象機器の設置等の工事に係る経費や運搬費等、消費税及び地方消費税を除く。)とする。この場合において、エアコンを複数購入したときは、それらの本体購入費の合計とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)で、上限を5万円とする。

2 補助金の申請は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、桐生市エアコン購入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) エアコン本体の購入に係る費用の額、内訳及び購入年月日並びに販売店の名称及び販売店の住所又は所在地が分かる領収書の写し
- (2) 型番、製造番号及び製造年月日が記載されているメーカー発行の保証書の写し
- (3) 申請者名義の振込先の口座情報が確認できる書類の写し
- (4) 申請者の身分を証明するもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請手続は、オンライン(インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。)で行うことができる。この場合において、申請者は、電子申請受付システムに必要事項を入力し、同項各号に掲げる添付書類を電子データで提出するものとする。

(補助金の交付申請期間)

第7条 前条の規定による本補助金の交付申請期間は、令和6年5月7日から令和6年10月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付申請により交付されることとなる本補助金の額の合計が、本補助金交付のための予算の額に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、第6条第1項による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の可否を決定したときは、桐生市エアコン購入支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)に対し、当該申請者の指定する口座へ振込を行う方法により、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(事業協力等)

第 12 条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて補助対象機器の利用状況調査等の協力を求めることができる。

(機器の管理等)

第 13 条 交付決定者は、最善の注意をもって補助対象の機器を使用し、維持管理しなければならない。

2 交付決定者は、取得財産について法令等に定める耐用年数の経過前において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して補助対象の機器を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 交付決定者が、補助事業により取得したエアコンの処分により収入を得た場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

桐生市エアコン購入支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 8 条関係)

桐生市エアコン購入支援事業補助金交付決定(却下)通知書

[別紙参照]